

# アルコール事業法におけるよくある違反事例

2025年10月1日

製造産業局素材産業課アルコール室

# 許可事業者として注意すること

- 工業用のアルコール（食品工業、化学工業、医薬品工業、揮発油（ガソリン）混合用など）は産業活動に不可欠であることから、アルコールの安定的かつ円滑な供給の確保が必要です。工業用のアルコールの製造、輸入、販売及び使用は許可制です。許可を受けることで酒税がかからずにアルコールの使用などを行うことができます。
- 許可を受けた事業者は許可内容のとおりアルコールを取り扱う必要があります。例えば、許可を受けていない事業者への譲渡や、許可使用者が許可された用途以外に使用した場合や譲渡した場合には、納付金の徴収などの行政処分が行われます。なお、許可使用者が経済産業局長の承認を受けた場合はアルコールの譲渡が可能となり、納付金は課せられません。
- 納付金額は下表に掲げる加算額に使用又は譲渡したアルコールの数量を乗じて決定されます。

（単位：円／キロリットル）

| アルコール分<br>（以上～未満） | 90～91   | 91～92   | 92～93   | 93～94   | 94～95   | 95～96   | 96～97   | 97～98   | 98～99   | 99～     |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 加算額               | 900,000 | 910,000 | 920,000 | 930,000 | 940,000 | 950,000 | 960,000 | 970,000 | 980,000 | 990,000 |

- 以降のスライドで違反事例を紹介しますので、違反の未然防止にお役立てください。

# 目次

## 【使用許可編】

大学によくある事例 . . . . . P. 4

製品の製造工場によくある事例 . . . . . P. 4

新製品の試作によくある事例 . . . . . P. 5

製品の委託製造によくある事例 . . . . . P. 6

製造ラインのトラブル時によくある事例 . P. 6

再発防止策の紹介 . . . . . P. 7

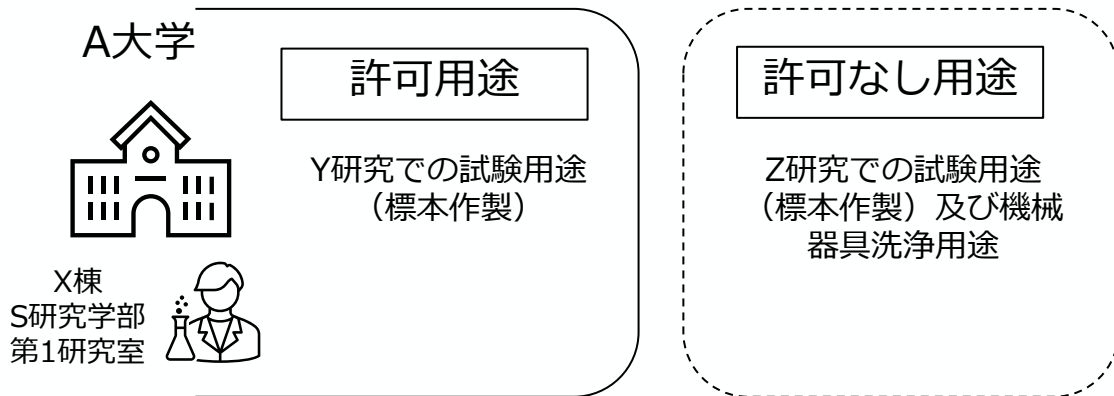
問い合わせ窓口 . . . . . P. 8

## 【注意】

事業者によってアルコールの使用方法は千差万別であることから、本事例がそのまま適用されるとは限りません。  
ご不明な点は所管の経済産業局アルコール室にご相談ください。

# よくある違反事例【許可使用者編】

## 大学によくある事例



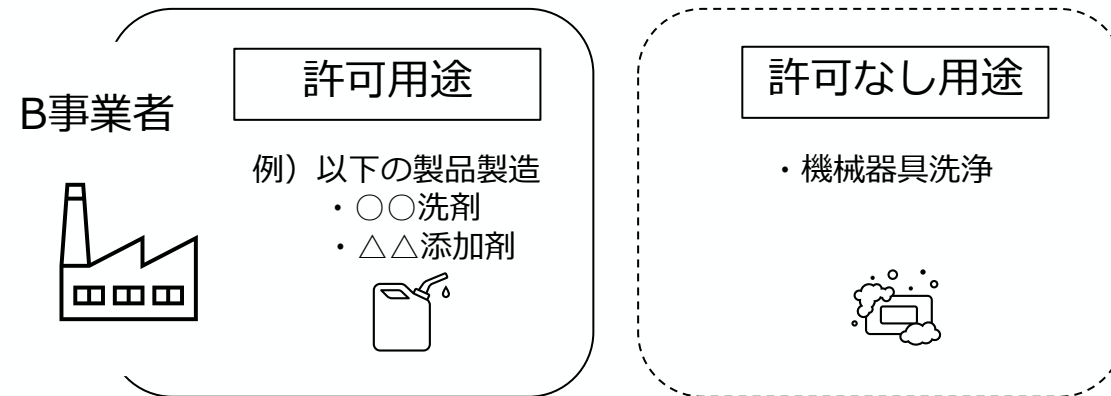
### 事案

A大学内にて、一般アルコールの使用施設として許可を受けているX棟のS研究学部第1研究室は、試験研究用途（標本作製）としてY研究の許可を受けていた。**別のZ研究で標本作製と機械器具洗浄のため急遽アルコールが必要となり、Y研究に使用していた一般アルコールを使用**した。

### 違反内容

許可に係る用途かつ使用方法によりアルコールを使用しなければならない※ため、Z研究の試験（標本作製）に係る使用方法の追加及び機械器具洗浄用途の追加許可の変更許可申請を行う必要がありました。

## 製品の製造工場によくある事例



### 事案

B事業者は、製品製造の用途として一般アルコールの使用許可を受けていたが、**製品を切り替える都度、生産ラインを一般アルコールで洗浄**していた。生産ラインの洗浄は製造に付随するものと考えていたため、ライン洗浄に係る用途許可を受けていなかった。

### 違反内容

許可に係る用途かつ使用方法により一般アルコールを使用しなければならない※ため、生産ラインの洗浄は機械器具洗浄用途の許可を受ける必要がありました。

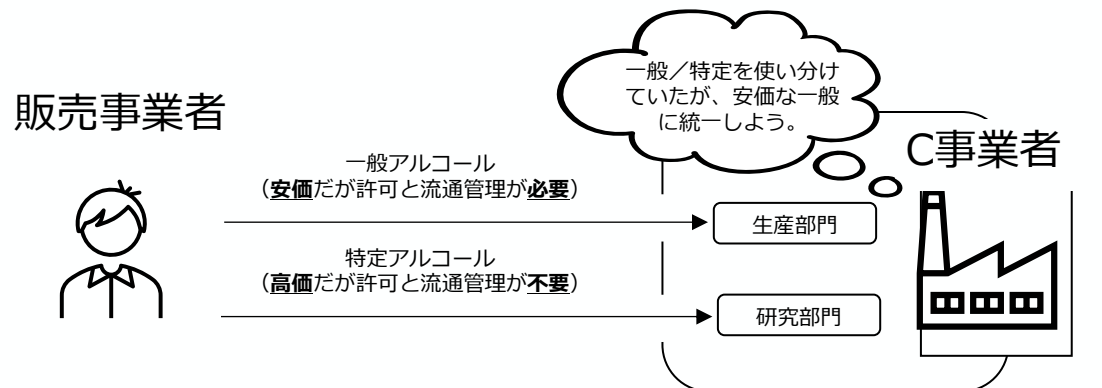
※ アルコール事業法第26条第2項第5号、第6号、第27条第2項

※ アルコール事業法第26条第2項第6号、第27条第2項

# よくある違反事例【許可使用者編】

## 新製品の試作によくある事例

(廉価だからという理由で許可を受けずに試作用として一般アルコールを使用した)



### 事案

C事業者は、生産部門で使用許可を受けて一般アルコールを使用し、さらに、研究部門では特定アルコール※<sup>1</sup>を使用して製品開発を行っている。研究部門の担当者は、**生産部門で安価な一般アルコールを使用していることに着目し、コストカットを図るため研究部門においても一般アルコールに切り替えて使用した。**

### 違反内容

一般アルコールは許可を受けていない用途や方法で使用することはできません※<sup>2</sup>。C事業者は、製品開発の種類ごとに、研究部門で一般アルコールを使用するための変更許可を受ける※<sup>3</sup>必要がありました。

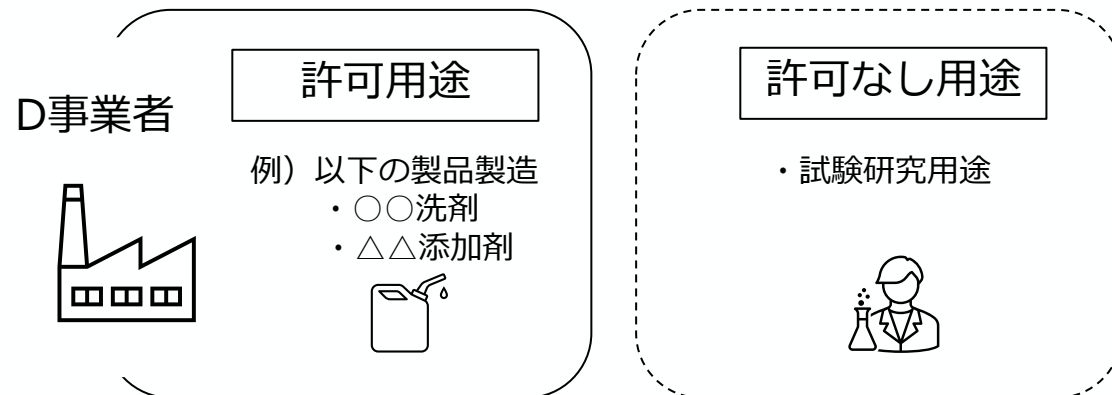
※<sup>1</sup> 特定アルコールは、別途酒税相当額が加算されていることから高価になりますが、使用に際してアルコール事業法の許可や流通管理が不要になります。

※<sup>2</sup> アルコール事業法第26条第2項第6号、第27条第2項

※<sup>3</sup> 試験研究用の許可を受けるには、「アルコール使用の手引き」54ページに記載の「3 試験研究用の取り扱い⑤具体的基準」に挙げる事項（使用原単位の特定、等）のいずれにも適合する必要があります。

## 新製品の試作によくある事例

(既存の製品の改良を目的に試験研究用途で一般アルコールを使用した)



### 事案

D事業者は、**アルコール使用の許可を受けた製品の改良**を目的とした試作品の製造に一般アルコールを使用した。使用許可を受けた製品の改良・試作であるため、**新たな許可申請は不要なものと思い**、変更申請手続きを行わなかった。

### 違反内容

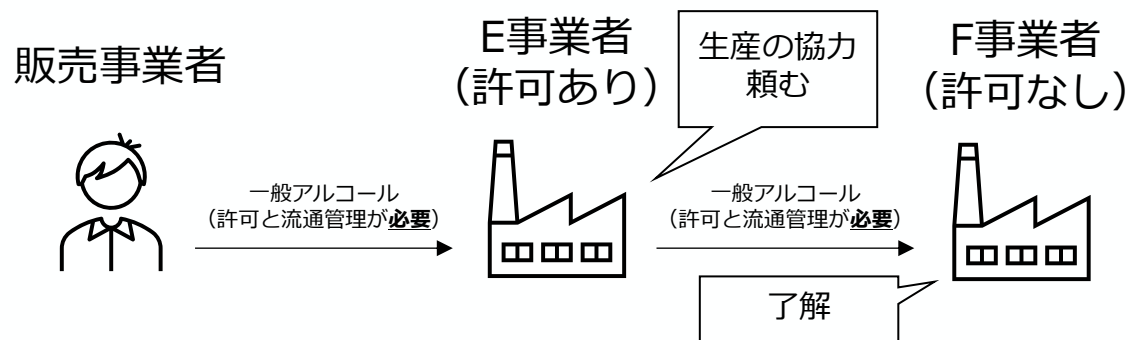
許可に係る用途かつ使用方法によりアルコールを使用しなければならない※<sup>1</sup>ため、試作品の製造に一般アルコールを使用する場合は、試験研究用の用途として許可を受ける※<sup>2</sup>必要がありました。

※<sup>1</sup> アルコール事業法第26条第2項第6号、第27条第2項

※<sup>2</sup> 試験研究用の許可を受けるには、「アルコール使用の手引き」54ページに記載の「3 試験研究用の取り扱い⑤具体的基準」に挙げる事項（使用原単位の特定、等）のいずれにも適合する必要があります。

# よくある違反事例【許可使用者編】

## 製品の委託製造によくある事例



### 事案

E事業者は、使用許可を受けている製品の製造能力を超えたため、子会社のF事業者に委託製造させる目的で一般アルコールを現物支給した。なお、F事業者は受託製造に際して使用許可を受けずに当該製品を製造した。

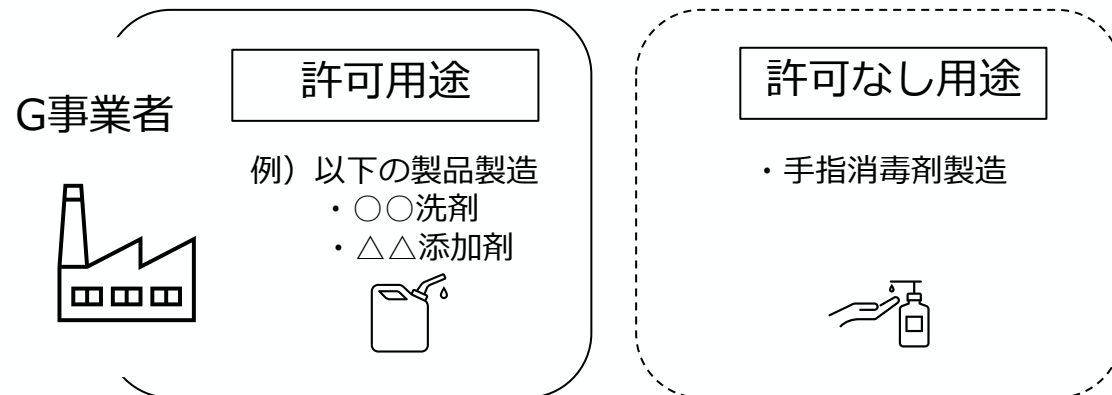
### 違反内容

受託製造の場合であっても、F事業者は使用許可を受ける必要がありました※1。更に、子会社であったとしてもF事業者への一般アルコールの現物支給はアルコールの譲渡に該当するため、E事業者は経済産業大臣から譲渡の承認を受ける必要がありました※2。

※1 アルコール事業法第26条

※2 アルコール事業法第22条第1項

## 製造ラインのトラブルによくある事例



### 事案

G事業者は、アルコール供給配管に設置された流量計の不具合により製造指示書と異なる数量の一般アルコールが製造ラインに払出されていたことが判明し、直ちに製造ラインを停止した。復旧に際して、中間タンクに留まっていた未使用のアルコールを処理する必要があったことから、アルコールを希釈のうえ作業員の手指消毒剤として使用した。

### 違反内容

許可を受けた用途かつ使用方法により一般アルコールを使用しなければならないため、不良品の処分が目的であったとしても、許可を受けていない用途に一般アルコールを使用することはできません。なお、許可を受けた用途以外の用途にアルコールを使用した場合は、そのアルコール数量に対して、加算額を乗じた額を国庫に納付しなければなりません。

※ アルコール事業法第26条第2項第6号、第27条第2項

# 再発防止策の紹介

- 違反した事業者が導入することの多い再発防止策を紹介します。
- 万一違反を起こしてしまうことがないよう、現場の管理体制を確認しておきましょう。

## 違反の原因

- 一般アルコールと特定アルコールの取り扱い上の違いが判らない等アルコール事業法に関する知見が乏しかった。
- アルコールの取扱担当者が人事異動する際にアルコール事業法に関する事項の引継ぎが十分に行われていなかった。
- 人事異動の際のアルコール事業法に関する事項の引継ぎが口頭のみで行われており、明文化したものがなかった。
- アルコールの取扱い及び手続きを担当する者が1名のみしかおらず、アルコールの使用方法や申請手続き等の際に相互チェックが行われず、誤使用や未申請を未然に防止できなかった。

## 再発防止策

- アルコールを取り扱う部署を中心に「アルコール使用の手引き」等を用いてアルコール事業法に関する研修等を定期的実施している。
- アルコール事業法の手続き等に関するマニュアルを作成し、人事異動の際のアルコール事業法に関する事項の引継ぎとして活用している。
- 申請手続き等について担当者の他に直属の上司及び工場長等各使用施設の長の決裁を受けることを文書規程で明文化し、相互チェック体制とした。
- 原料としてアルコールを使用する製品の製造指示書等に一般アルコール使用の許可の有無のチェック欄を設け、法の許可を受けずに一般アルコールを使用できないようにした。

# 問い合わせ窓口

| 問い合わせ先                         | 電話番号／メールアドレス／住所                                 | 所管地域                                            |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 北海道経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室     | 011-709-1797<br>bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp | 北海道                                             |
| 東北経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室      | 022-221-4909<br>bzl-toho-alcohol@meti.go.jp     | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県                         |
| 関東経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室      | 048-600-0396<br>bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp    | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県<br>山梨県 長野県 静岡県 |
| 中部経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室      | 052-951-2785<br>bzl-chb-alcohol@meti.go.jp      | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県                             |
| 近畿経済産業局<br>産業部産業課アルコール室        | 06-6966-6029<br>bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp   | 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県                    |
| 中国経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室      | 082-224-5681<br>bzl-chugoku-alc@meti.go.jp      | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県                             |
| 四国経済産業局<br>産業部産業振興課アルコール室      | 087-811-8528<br>bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp  | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                                 |
| 九州経済産業局<br>産業部産業課アルコール室        | 092-482-5483<br>bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp   | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県                    |
| 内閣府沖縄総合事務局<br>経済産業部環境資源課アルコール係 | 098-866-1757<br>bzl-oki-alcohol@meti.go.jp      | 沖縄県                                             |